

第47回関東自治体職員サッカー選手権大会群馬県予選会 規約及び要項

規 約

- 1 この大会は、日本サッカー協会の憲章に基づき、群馬県サッカー協会の包括を受ける。
- 2 この大会は、群馬県サッカー協会の主催する事業に包括される。ただし、運営、その他の事務処理は、群馬県自治体職員サッカー連盟の事務局にて処理する。
- 3 この大会の開催地は、群馬県自治体職員サッカー連盟の加盟自治体及びその周辺の市町村とする。

要 項

- 1 名 称 第47回関東自治体職員サッカー選手権大会群馬県予選会
- 2 主 催 公益社団法人群馬県サッカー協会
- 3 主 管 群馬県自治体職員サッカー連盟
- 4 後 援 桐生市教育委員会
- 5 期 日 令和元年8月31日(土)・9月7日(土)・14日(土)・21日(土)
- 6 会 場 桐生市宮陸上競技場・前橋市宮城総合運動場
- 7 参加資格 日本サッカー協会及び全国自治体職員サッカー連盟に登録されている、自治体正規職員のみをもって編成されたチームであること。ただし、日本サッカー協会に加盟登録されている自治体以外のチームで選手登録されているものであっても、当該自治体職員の身分(正規職員)を有するものであれば参加させることができる。
なお、1自治体で1チーム編成することが困難な場合は、あらかじめ連盟の承認を得て、3つ以内の自治体で、日本サッカー協会に選手登録され、当該自治体職員の身分(正規職員)を有するもので、チームを編成することができる。
- 8 試合方法
 - (1) トーナメント方式による。
 - (2) 試合はすべて70分(35分ハーフ、ハータイムは5分間)ただし、準決勝・決勝は10分間)とし、勝敗が決しない場合はペナルティキック方式により決する。ただし、準決勝・決勝は20分(10分ハーフ)の延長戦を行い、なおも決しない場合はペナルティキック方式によって決する。
 - (3) 競技規則は、当該年日本サッカー協会制定の規則による。ただし、交替選手は本大会に限り8名までとし、メンバー表に記載された交替要員8名の中から選び交替できる。
 - (4) ベンチには、メンバー表に記載された役員(監督1名、役員4名)と交替要員8名の13名が入ることができる。
 - (5) 退場を命じられた選手及び本大会中で警告を2度受けた選手は、次の1試合に出場できない。
 - (6) 会員にとって本大会最終戦となる試合で、退場(警告2回による退場を除く)となった者

は、原則、次回と同種大会予選の初戦を出場停止とする。ただし、本大会の規律・フェアプレー委員会において処分が決定された場合は、これを優先する。

- 9 ユニフォーム 参加チームは、(公財)日本サッカー協会ユニフォーム規定に従い、正副2組の異色のユニフォームを用意すること。組合せ表上位(左側)のチームをホームチームとし、ユニフォームの選択権を付す。ただし、ユニフォームは最終的には主審が決定する。
- 10 メンバー表及び選手交替
 - (1) 出場チームは「メンバー表」に、先発する選手及び交替要員の氏名・選手番号、並びに、ベンチ入りする役員の氏名を記載したものを3部作成し、試合開始30分前までに本部へ提出する。なお、メンバー表は事務局で用意する。
 - (2) 選手交替においては、交替表に必要な事項と交替回数及び監督のサインを記入し本部へ提出する。なお、交替表は事務局で用意する。
- 11 試合組合せ 別紙のとおり
- 12 参加料 5,000円(1チーム)
- 13 表彰 優勝及び準優勝並びに第3位まで賞状を授与する。
- 14 群馬県代表 本大会優勝チームを群馬県代表として、関東自治体職員サッカー選手権大会出場チームに選出する。
- 15 収支決算 本大会の収支決算は、事務通信及び会議費を除いて全て参加費と群馬県サッカー協会からの助成金で補う。なお、収支決算報告は、大会終了後すみやかに参加チームに報告する。
- 16 審判 主審及び副審は、当該試合以外の自治体が担当することとし、運営委員会で決定する。ただし、準決勝・決勝は審判委員会へ依頼する。
- 17 その他
 - (1) 試合開始10分前までの遅刻は認めるが、それを越えた場合は失格とする。ただし、試合は7名で成立する。
 - (2) 大会運営上、ペナルティキック方式による試合の次の試合は前試合終了後速やかに試合を開始する。
 - (3) 使用球はモルテンヴァンタジオ5000とし、各チーム1個持ち寄り審判が決定する。
 - (4) 試合のベンチは、組合せ表上位(左側)のチームがコートに向かって左側のベンチとする。
 - (5) 大会期間中のけが、疾病、事故については、チーム及び個人の責により処理するものとし、主催者は一切これらの責を負わないものとする。
 - (6) 雷雨等で試合を中断した場合は、15分間中断後、主審と事務局が協議のうえ試合続行の可否を決定する。当該試合が中止となった場合、得点及び警告については無効とするが、退場処分については記録に残し、次の1試合は出場停止となる。当該試合については再試合を行い、以降の試合日程を変更する場合がある。
ただし、再試合を行うことが不可能な場合は、試合を中止した時点で勝っていたチームを勝者とし、同点の場合は抽選を行い勝者を決定する。その場合、得点及び警告、退場処分は記録に残す。